

令和6年10月15日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社貴津
東京都豊島区西巣鴨1-2-5

2 指名停止期間

令和6年10月15日～令和6年11月14日（1カ月）

3 指名停止の理由

株式会社貴津は、東京都内の公共工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の施工体制台帳及び施工体系図の作成において、虚偽の記載があったことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月31日、東京都知事から監督処分（指示）を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為)	
13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：地域業務対策官（経理課）